

## 第2節

## 情報通信政策の展開

## SECTION 02

## → 1 電気通信政策の展開

## (1) 電気通信分野における競争評価

総務省では、IP（インターネット・プロトコル）化・ブロードバンド化等を背景として複雑化する電気通信事業分野の競争状況を正確に把握し、政策に反映していくため、平成15年度から「電気通信事業分野における競争状況の評価」の取組を実施している。

平成16年度の競争評価は、平成15年度の対象である「インターネット接続」領域及び「企業内ネットワーク」領域に加え、「移動体通信」領域及び「IP電話」を新たに分析・評価の対象とした。

主な評価結果として、①移動体通信領域のうち、携帯電話・PHS市場においては、NTTドコモグループが市場支配力を単独で行使する可能性は高くないが、複数事業者間に協調関係が成立して市場支配力が行使される懸念はある、②インターネット接続領域のうちADSL市場については、東・西NTTが市場支配力を単独で行使する可能性は低く、複数事業者が市場支配力を協調して行使する可能性も低い、③インターネット接続領域のうちFTTH市場

については、集合住宅向けにおいては、東・西NTTが単独で市場支配力を行使する可能性は低く複数事業者間に協調関係が成立して市場支配力を行使する可能性も低い一方、戸建て住宅向けにおいては東・西NTTと電力系事業者が事実上複占しているものの、単独・協調により市場支配力を行使する可能性は低いとしている。

平成17年度は、「固定電話（IP電話含む）」領域を中心として分析・評価を行うとともに、「移動体通信」、「インターネット接続」、「企業内ネットワーク」の各領域についても引き続き分析、評価を実施した。また、これらは今後、サービスの融合が進み、そのことが端末機器のみならずネットワーク構築にも影響を与えると予想されることから、市場間をまたがった競争状況やネットワークのマイグレーション（メタル→光ファイバ）の状況にも注目して分析を行った。平成17年度の報告書の詳細については下記関連サイトを参照。

## COLUMN ▶ MVNO登場等の変化への政策対応

MVNO（仮想移動体通信事業者：Mobile Virtual Network Operator）とは、携帯電話等の無線通信インフラを他社から借り受けてサービスを提供する事業者のことである。

総務省は、MVNOについて、平成14年6月に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用に関するガイドライン」を公表しているが、これまでの間、携帯電話事業者の中ではMVNOとの協業を積極的に事業展開しようとする事業者はごく一部にとどまっている。

一方、平成18年度から新たに第3世代の携帯電話への参入を計画している事業者には、積極的にMVNOと協業していくことを表明している者があり、既存の事業者の中にも似たような動きが現れ始めている。MVNOの側にも呼応する動きが顕在化してきている。

このため、平成17年12月に携帯電話事業の環境変化とガイドラインの改正を念頭に置いた政策対応について検討を開始するに当たり、MVNOの定義やMVNOの参入により予想される変化と課題等の諸点に対し、関係者から意見を聴くための取組の一環として広く意見募集を行い、その結果について平成18年2月に公表した。

今後は、意見を踏まえ、ガイドラインの改正等を念頭に置きつつ、平成18年中を目途に、MVNOを中心とした携帯電話事業の環境変化への政策対応について検討していく。

([http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060228\\_12.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060228_12.html))

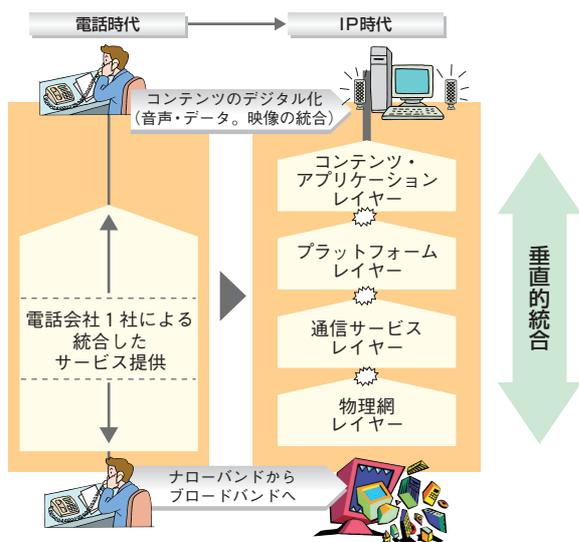
## (2) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する検討

我が国においては、通信網が公衆交換電話網(Public Switched Telephone Network)からIP(インターネット・プロトコル)網へと急速に進みつつあり、電気通信事業を取り巻く環境が本格的なIP化時代の到来に向けて大きく変化しつつある。また、これに伴い、通信事業者のビジネスモデルについても従来の枠を超えた高度化・多様化が進展している(図表3-2-1)。

そのため、総務省では、IP化への動きが本格化し

ていると想定される2010年代初頭を念頭に置いてそれに対応した競争ルールの在り方について基本的な考え方を整理するとともに、接続・料金政策に係る検討の方向性を明確にするために、平成17年10月から「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」を開催している。懇談会では、主に以下の課題について検討することとし、平成18年9月を目途に報告書を取りまとめる予定である(図表3-2-2)。

図表3-2-1 レイヤー型競争モデルと垂直統合型ビジネスモデル



1. IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方について(IP化の進展に伴う競争環境の変化、競争政策に関する基本的視点)
2. 今後の接続政策の在り方について(接続政策に関する基本的視点、指定電気通信設備制度の在り方、接続料算定の在り方、指定電気通信設備制度を踏まえた公正競争確保要件の在り方、接続形態の多様化への対応、次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方)
3. 今後の料金政策の在り方(料金政策に関する基本的視点、プライスカップ規制の在り方、新しい料金体系への対応)
4. その他の政策課題(通信網増強のためのコスト負担の在り方、端末レイヤーの競争促進の在り方、紛争処理メカニズムの強化、消費者保護策の充実(ユニバーサルサービス政策の在り方等)、競争ルールの国際的整合性)

図表3-2-2 「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」検討アジェンダ(平成17年12月決定)

## 1. IP化の進展に対応した競争政策の在り方に関する基本的考え方

## (1) IP化の進展に伴う競争環境の変化

- ①ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組み
  - ☞レイヤー型競争モデルによる分析
- ②IPベースのネットワーク構造に係る移行プロセス
  - ☞各通信事業者の次世代ネットワーク構築に向けた取組の方向性、スケジュール等を念頭に置いて検討

## (2) 競争政策に関する基本的視点

- ①サービス競争と設備競争の関係
- ②競争中立性と技術中立性の確保
- ③垂直統合型のビジネスモデルに対応した公正競争確保の在り方
- ④利用者利益の保護
  - ☞2010年代初頭においてなおPSTNに依存する利用者層への配慮
  - ☞検討に際しての時間軸
  - ☞2010年代初頭までの次世代網移行期とそれ以降の課題を区別

## 2. 今後の接続政策の在り方

## (1) 接続政策に関する基本的視点

- ①これまでの接続ルールの検証
- ②市場環境の変化に即した接続ルールの柔軟な見直し
- ③垂直統合型のビジネスモデルにおける市場支配力と公正競争の在り方

## (2) 指定電気通信設備制度の在り方

- ①指定電気通信設備制度の枠組み
  - ☞FMCを念頭に置いた一種指定設備と二種指定設備の在り方
  - ☞一種指定設備に係る加入者回線の定義(光回線とメタル回線の総計をとる現行制度の検証)
  - ☞接続会計の在り方
  - ☞コロケーションルール等の在り方
  - ☞二種指定設備の関値の在り方
- ②一種指定電気通信設備の範囲
  - ☞競争評価と指定設備の範囲の連携等

## (3) 接続料算定の在り方

- ①PSTNの接続料算定の在り方
- ②将来原価方式(例:光接続料)の在り方
- ③その他(事後清算制度の在り方、スタックテストの有効性)

## (4) 指定電気通信設備制度を踏まえた公正競争確保要件の在り方

- ①指定電気通信設備制度に関連する行為規制の在り方
- ②NTTグループに係る公正競争要件の在り方

## (5) 接続形態の多様化への対応

- ①IP化に対応した接続形態(peeringやtransit)の検証
- ②MVNOの新規参入促進の在り方

## (6) 次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方

## 3. 今後の料金政策の在り方

## (1) 料金政策に関する基本的視点

- ①これまでの料金政策の検証
- ②市場環境の変化に即して見直し(又は維持)が必要と考えられる事項

## (2) プライスカップ規制の在り方

## (3) 新しい料金体系への対応

- ①ビジネスモデルの多様化に対応した料金政策の必要性
- ②その他(市場監視機能の強化に係る検討等)

## 4. その他の政策課題

## (1) 通信網増強のためのコスト負担の在り方

## (2) その他、競争政策との関連において検討すべき課題

- ☞端末レイヤーの競争促進の在り方
- ☞紛争処理メカニズムの強化
- ☞消費者保護策の充実(ユニバーサルサービス政策の在り方等)
- ☞競争ルールの国際的整合性

### (3) ユニバーサルサービスの確保 ～ユニバーサルサービス制度の見直し～

ユニバーサルサービス制度とは、平成13年6月の電気通信事業法等の一部改正により、ユニバーサルサービスのあまねく日本全国における提供を確保するため、平成14年6月に導入された費用負担制度である。

その趣旨は、電気通信市場における競争の進展により東・西NTTの費用負担のみによってはユニバーサルサービスの提供の確保が困難となるおそれがあることから、東・西NTT以外の電気通信事業者についても応分の費用負担を求めることとし、地域通信市場における事業者間の競争が進展する中であっても地域間格差のないユニバーサルサービスの提供を確保し、国民利用者の利益を確保するというものである。

制度導入後、電気通信市場における競争環境は、①携帯電話やIP電話の普及等による音声サービス全体における競争の進展、②ドライカッププを用いた直取電話サービスの開始等により、固定電話の基本料部分における競争の本格的な展開が見込まれること、③NTS (Non Traffic Sensitive) コストの基本料費用への付替えによる基本料費用の増加等の観点から大きく変化した。

こうした環境変化を踏まえ、総務省では、平成16年11月に「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」を情報通信審議会に諮問し、ユニバーサル

サービスの範囲、補てん額の算定及び拠出の在り方等について検討が行われた。平成17年10月に同審議会から答申(図表3-2-3)を受け、同答申を踏まえて関係省令を改正し、平成18年度から新制度に移行したところである。

図表3-2-3 情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」の主な内容

#### 1. ユニバーサルサービスの範囲

- ①加入電話(加入者回線アクセス、特例料金が適用される離島通信、緊急通報)
- ②第一種公衆電話(市内通話、特例料金が適用される離島通信、緊急通報)
- ◆携帯電話とブロードバンドサービスは、依然普及途上にあることから、現時点では補てん対象外

#### 2. 補てん額の算定

- ①具体的な補てん対象：  
東・西NTTの加入者回線コストの分布において「対数平均十標準偏差の2倍」となるコストを閾値とし、それを上回るコストとなる加入者回線(全体の4.9%)について、当該費用と全国平均費用の差額を補てん
- ②補てん額の算定方法：  
東・西NTTの非効率性を排除するため、長期増分費用モデルで算定

#### 3. 電気通信番号数ベースの拠出方法

電気通信番号数：  
各事業者の拠出割合の算定において「検証可能性」「簡索性」を確保

### (4) 携帯電話の番号ポータビリティの導入 ～携帯電話の番号ポータビリティの導入に係る規定の整備～

携帯電話の利用者が、加入事業者を変更する際にこれまでと同じ番号を引き続き使用できるようにする「番号ポータビリティ」は、利用者の利便性の向上及び事業者間の競争促進等のメリットが期待されるものである。他方、その導入に当たっては事業者側の網改造等に相当の費用が必要なこと等から、利用者の利用意向や導入の効果を十分に検討する必要があったため、総務省では、平成15年11月から有識者及び関係事業者等からなる「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会」において検討を行った。その結果、平成16年4月、導入に当たって留意すべき事項等と併せ、平成18年度のなるべく早い時期を目途に導入すべきとの報告書が取りまとめられた。同報告書を受け、同年5月、総務省として携帯電話の番号ポータビリティの円滑かつ確実な導入を図るため、携帯電話事業者及びその他の電気通信事業者が導入に

向けて具体的な検討を行うに当たり留意すべき事項として、導入の在り方、導入時期、実現方式、費用負担方法、利用手続等について、「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」として作成、公表した。

さらに、同ガイドラインに基づく事業者間の検討状況等を踏まえ、携帯電話の番号ポータビリティの実施を確実なものとするため、平成18年11月から携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者(携帯電話事業者)が双方向の番号ポータビリティを可能とするための措置を講じなければならないこと等を定める「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」を平成17年11月に情報通信審議会に諮問し、平成18年1月の同審議会答申を踏まえて平成18年2月に省令改正を行った。

## (5) 事業者間の紛争処理 ～ルール型行政への移行の中で重要性を増す電気通信事業紛争処理委員会～

平成13年11月に創設された電気通信事業紛争処理委員会では、事業者間に紛争が生じた場合において、その円滑な解決を図るため、あっせん・仲裁等の手続を行うとともに、接続の協議命令等の総務大臣による行政処分を行う際の諮問機関として審議を行っている。

電気通信分野においては、サービスの高度化・多様化、IP化の進展に伴い、事業者間の複雑な紛争事案が生じている。そのため、電気通信事業紛争処理委員会は、既往のルールがなくとも、電気通信サービスの公益性と利用者保護の観点から、個別の紛争事案において柔軟で妥当な解決案を提示している。また、電気通信事業紛争処理委員会では、紛争処理や、総務大臣からの諮問事項の審議等を通じてルール未整備が判明した場合、総務大

臣に対して、新ルール整備を勧告するとともに、先例を積み重ねていくことによって、総務大臣が新ルール整備に取り組むことを期待している。

電気通信事業紛争処理委員会は、平成17年末までに40件の事案を処理するとともに、総務大臣へ2件の勧告を行った。

このように正式な紛争処理手続は一定の成果を挙げているが、電気通信事業紛争処理委員会では、正式な紛争処理手続に入る前段階から紛争処理に関する情報提供体制を充実するとともに、電気通信事業者からの各種相談に対して適切な助言を行うため、平成16年12月、「電気通信事業紛争処理相談窓口」を開設し、適切な紛争解決方策の助言等を行っている。

図表3-2-4 電気通信事業紛争処理委員会による紛争処理状況（平成13年11月30日～平成17年12月31日）

## 1 紛争処理等件数

**あっせん 32件**

- 「接続の諾否」に関する件（3件）
- 「接続に係る費用負担」に関する件（20件）
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件（5件）
- 「接続に係る工事」に関する件（1件）
- 「電子通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件（1件）
- 「設備の運用」に関する件（2件）

**仲裁 3件**

- 「接続に係る工事」に関する件（1件）（※他方事業者から申請が行われず、仲裁不実行）
- 「接続に係る費用負担」に関する件（2件）（※他方事業者から申請が行われず、仲裁不実行）

**諮問に対する答申 5件**

- 業務改善命令（2件）
- 料金設定権に関する裁定（1件）
- 土地等の使用に関する認可（1件）
- 接続に関する協議再開命令（1件）

## 2 総務大臣への勧告

勧告	概要
コロケーションルールの改善に向けた勧告 （平成14年2月26日）	コロケーションについて、第一種指定電気通信設備設置事業者において、接続事業者からの利用請求の先後だけでなく、コロケーション利用の緊急性も優先度として考慮されるようにすべきことを勧告
接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 （平成14年11月5日）	接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを検討し、整備すべきことを勧告

## → 2 放送政策の展開 ～放送政策全般・トピック～

### 1 放送分野における個人情報保護

平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されたが、総務省では、これに先立ち、放送分野については、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」（平成16年総務省告示第695号）を制定した。

また、放送分野における個人情報保護の実効性のある取組を支援するため、「放送法関係審査基準」（平成13年1月6日総務省訓令第68号）の一部改正（平成17年4月1日施行）や「人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款」（平成17年総務省告示第236号）の制定（平成17年4月1日施行）を行った。

さらに、平成17年4月12日に、放送分野における認定個人情報保護団体として、（財）放送セキュリティセンターを認定した。同センターでは、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の解決や個人情報の適切な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供等の業務を行っている。

### 2 放送局の外資規制の見直し

地上放送は、国民的財産である公共の電波を使用するものであり、その有限希少性が強く、また、

※参考

【放送局に対する外資規制の在り方の見直し】

現行 直接出資 < 1 / 5 →

改正後 直接出資 + 間接出資 < 1 / 5

- 1 地上放送について間接出資規制を導入する。【電波法第5条第4項の改正】
- 2 間接出資規制の基本的な枠組みは、NTTの例（参考2）を参考とし、具体的な計算方法等については省令で規定

#### 3 その他【放送法第52条の8等の改正】

間接出資に係る日本法人からの名義書換請求に応じて株主名簿に記載すると、外資規制に抵触することとなる場合、名義書換請求を拒否できる旨の規定の整備等所要の措置を実施

災害時等において国民生活に不可欠な情報を伝達するという大きな役割を担っており、災害対策基本法における指定地方公共機関等としても位置付けられている。

近年における我が国への対内投資の増加、株式保有・出資の在り方の急激な変化等の状況変化を受け、総務省では、地上放送の外資規制について、現在ある直接出資規制に加えて、新たに間接出資規制を導入するため、平成17年4月、「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、11月2日に成立し、平成18年4月1日に施行された。

### 3 マスメディア集中排除原則<sup>1</sup>の改正

総務省は、電波法第7条第2項第4号に基づく総務省令（放送局の開設の根本的基準第9条）に規定するマスメディア集中排除原則に定める出資制限の上限を超えて放送局に対する出資が行われてきたとされる事例について放送事業者に対し点検・調査したところ、73社に違反の事実があることがわかり、平成17年3月に行政指導を行った。

このような背景を受け、同時に、それを機に放送局の再免許等に係る審査体制を強化することを目的に総務省では、マスメディア集中排除原則の改正を行った（平成17年7月15日公布・施行）。

具体的には、

- 1 一般放送事業者等の議決権を有する者に関する事項及び一般放送事業者等自らが他の一般放送事業者等の議決権を有する状況を把握するための様式を追加
  - 2 一般放送事業者等を支配している者の状況について、総務大臣が別に定める事項をインターネット等の利用により公表
  - 3 上記1に変更があった場合には、届出を行うことを追加
  - 4 上記2のインターネット等の利用により公表する事項を規定
- 等の改正である。

<sup>1</sup> マスメディア集中排除原則

放送メディアの寡占化を排し、表現の自由と言論の多様性を確保するために設けられている規定

同原則によれば、同じ都道府県にある複数の地上放送局（テレビ局・ラジオ局）について、同じ者が同時に10%以上の株式（株主議決権）を保有してはならず、別の都道府県にある複数の放送局について、同時に20%以上の株式を保有してはならない

### 3 電波の有効利用政策の促進 ～電波政策全般・トピック～

#### 1 電波開放戦略の推進

今日、我が国では、9,000万契約突破の携帯電話をはじめとした移動通信システムを用いて、街の至るところで音楽の配信サービスやウェブアクセス等を利用できる状況にあるが、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」というユビキタスネット社会を実現するためには、今後ともますます電波の利用ニーズが拡大していくものと考えられる。

このような状況を受け、総務省では、我が国のユビキタスネット社会構築の鍵となる「ワイヤレスブロードバンドサービス」の実現に向け、大胆に電波を開放するための仕組みを作り、新たな分野へ周波数を割り当てていくための政策として「電波開放戦略」を推進している。

#### 2 周波数割当ての見直し（携帯電話用周波数の利用拡大）

ワイヤレスブロードバンド環境を構築するに当たっては、その中核を担う移動通信システムや無線LAN等に大量の電波の確保が必要不可欠となる。このため、総務省では、周波数再配分の基本的な考え方について、平成15年10月に「周波数の再編方針」を策定・公表した。その中で、中期的（5年以内）には1.7GHz帯、2GHz帯及び2.5GHz帯を中心

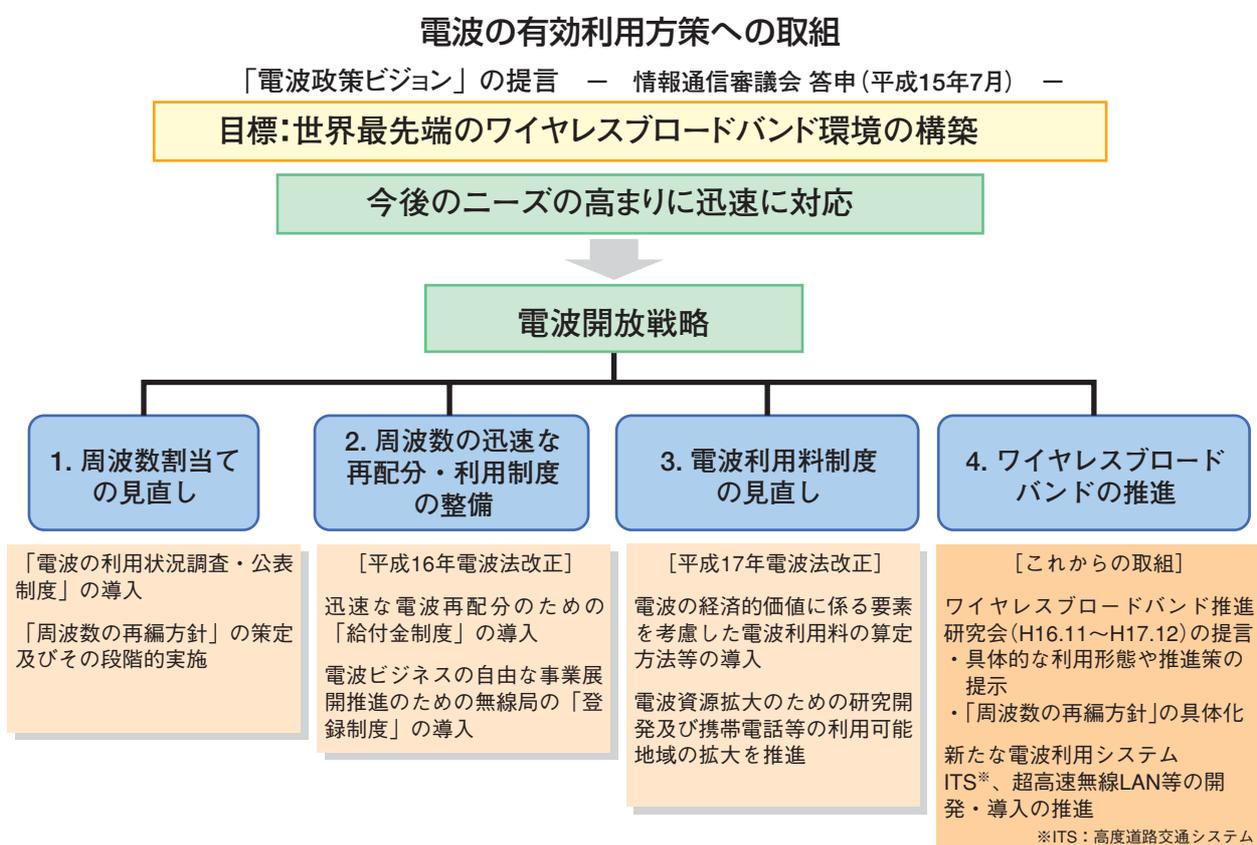
に、約330～340MHz幅の周波数を移動通信システム用として確保するよう再編を検討することとした。

これを受け、総務省では、新たに携帯電話用として使用することが可能となる1.7GHz帯及び2GHz帯の周波数の利用の在り方について、「携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会」における意見交換、国民からの意見等を踏まえて検討を行い、平成16年8月に1.7GHz帯及び2GHz帯の周波数について、割当事業者数や審査基準等を示した免許方針を制定した。本方針に基づき開設計画の認定の申請を受け付けたところ新たに3社から参入希望の申請があり、同年11月に新規参入事業者3社を決定したところである。

平成18年度中にも新規参入事業者によるサービスが開始される予定であり、新たな事業者の参入により、サービスの高度化・多様化、料金の低廉化等、競争が一層促進されることが期待される。

また、総務省では、周波数の再編を円滑かつ着実にフォローアップするための行動計画を示す「周波数再編アクションプラン」を平成16年8月に策定した。このアクションプランについては、毎年度実施される電波の利用状況調査の評価結果及

図表3-2-5 電波開放戦略の推進



び電波利用環境の変化等を踏まえ、逐次見直しを行うこととされており、平成16年度に実施した電波の利用状況調査の調査結果（平成17年4月13日公表）を受け、平成17年10月には「周波数再編アクションプラン」を見直し、改定版を公表している。

なお、改定されたアクションプランでは、平成16年8月のアクションプランにおいて、今後導入が見込まれる移動通信システム等の周波数の需要増に適切に対応するため再編の必要性が提起された固定無線・無線標定・衛星通信の各システムの周波数の有効利用方策の方向性についてとりまとめるとともに、各周波数区分のアクションプラン（新たに770-960MHz帯及び1.4-1.71GHz帯の周波数区分を追加）の見直しを行っている。

### 3 電波の迅速な再配分に向けた取組

新たな電波需要に積極的に対応するためには、実際の電波の利用状況を把握した上で、電波の迅速かつ円滑な再配分を実施することが必要である。このため、平成16年の電波法改正により、電波の迅速な再配分を円滑化する観点から、周波数の使用期限を短縮される既存の電波利用者に対して、当該使用期限の短縮により通常生じる費用を給付金として支給する制度が導入された。

この給付金制度により、4.9～5.0GHz帯（電気通信業務用固定局が使用している周波数帯）において、関東、東海及び近畿の大都市圏で高出力の無線LANが自由に利用できる環境を整備するため、平成19年11月末とされている既存無線局の使用期限をそれら大都市圏においては2年間前倒し、使

用周波数を確保した。

これを受け、平成17年12月1日から当該大都市圏内において、4.9～5.0GHz帯の無線アクセスシステムを対象に無線局登録制度を導入している。

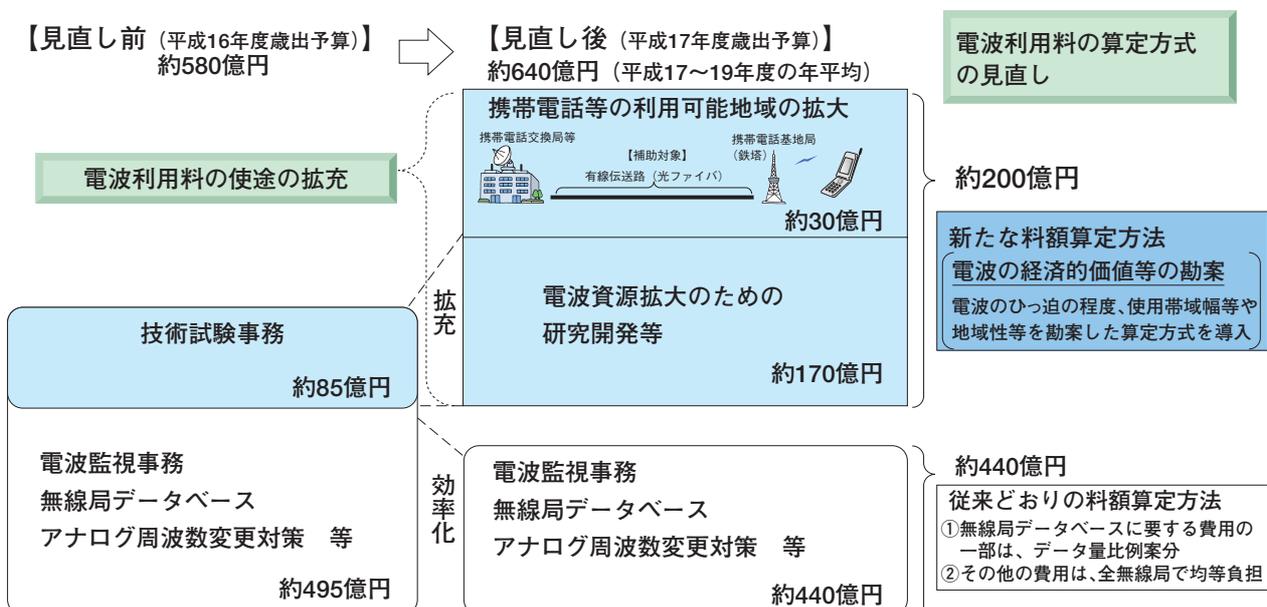
この無線局登録制度は従前の「事前チェック型」無線局免許制度の手続を緩和し、「事後チェック型」としたことにより、無線局の開設手続を大幅に迅速化・簡素化したものである。

### 4 電波利用料制度の抜本的な見直し

電波利用料制度については、制度の導入から既に13年以上が経過し、その間、携帯電話や無線LAN等電波を活用したビジネスの発展等、電波利用料を巡る諸事情は大きく変化した。このため、総務省では、電波有効利用政策研究会において電波利用料制度の見直しに向けた検討を進め、平成16年10月の同研究会の提言を踏まえ、平成17年9月「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同法は同年11月に公布された。

今回の見直しでは、まず、電波利用料について、従来の算定方式に加え、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案した料額算定方法を導入した。さらにその用途として、電波のより能率的な利用に資する技術に関する研究開発に関する費用と、携帯電話等の無線通信を利用できない地域において必要最小の空中線電力を用いてこれらの無線通信を利用できるようにするための伝送路設備整備の補助金に要する費用を追加した。

図表3-2-6 電波利用料制度の見直しの概要



## 5 ワイヤレスブロードバンドの推進

電波の再配分に当たっては、周波数の有効利用や再編を行うことにより創出される周波数を、将来、どのようなシステムに割り当てていくかについて検討する必要がある。

総務省では、平成16年11月より「ワイヤレスブロードバンド推進研究会」を開催し、我が国のユビキタスネット社会実現の鍵となるワイヤレスブロードバンドシステムを実現するための具体策について検討を行った。

同研究会では、将来導入が想定される無線シス

テムに関する一般からの提案公募（44者から72件）を含め、広くオープンな場で産学官により活発な議論を行い、具体的な導入シナリオ、普及推進方策及び「周波数の再編方針」を踏まえた周波数再配分の具体化方策等について取りまとめた（平成17年12月に最終報告書を公表）。

今後は、同研究会における検討結果を踏まえ、具体的なサービスの早期導入に向けて、必要な技術基準の策定や免許制度等の整備に取り組んでいく予定である。

図表3-2-7 「ワイヤレスブロードバンド推進研究会」における検討結果

